

平成28年川俣町議会第2回定例会会議録

平成28年川俣町議会第2回定例会は、3月7日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 高橋道也君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 菅野清一君	12番 斎藤博美君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長職務代理者	伊藤智樹君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤真寿夫君	町民税務課長	羽賀洋一君
会計管理者	高野誠市君	保健福祉課長	丹野雅直君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
産業課長	寺島喜美夫君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	教育次長	佐藤修一君
生涯学習課長	増賀喜芳君	監査委員	斎藤庸夫君
教育委員	後藤由美子君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大内 彰 書記 長 岡 健 一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（斎藤博美君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第1，会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第125条の規定により、議長において4番議員 高橋道也君、5番議員 菅野意美子君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第2，これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内いたします。なお、質問及び答弁は簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。通告順に質問を許します。

9番議員 石河清君の登壇を求めます。9番 石河清君。

○9番（石河 清君） 皆さん、おはようございます。9番議員の石河でございます。

私は、地域住民の皆様方や町民の方々から、私ども日本共産党や党後援会のほうにお寄せいただきました、諸要求や願いの中から先に通告しておいたとおり、大きくは1点でございますけれども、細部6点ほどにわたりまして町当局の今後の対策・対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

山木屋地区の帰還に向けた取り組みと本町農林業の復興について、お伺いをしてまいりたいと思う次第であります。

東日本大震災原子力発電所事故から間もなく丸5年となります。山木屋地区においても、計画的避難区域から避難解除準備区域、居住制限区域に区域再編されたものの、農地の整備、除染などもおくれ、帰還もできないまま田畑の耕作もできず、経済的にも大きな影響を及ぼしているわけでございます。町内の農家では、稲作や野菜などの農産物の風評被害などにより生産が減少し、有害鳥獣被害の増大により営農意欲の減退など、農業経営は疲弊し、加えて米価の下落やTPPの大筋合意などにより、地域の農業を維持することがますます困難となってきております。

このような厳しい状況でございますけれども、本町農業の再生に向け、原発事故からの復旧・復興に向け、当面できる限りの必要な施策などに取り組んでいかなければならないというふうに考えるわけであります。申し上げるまでもなく、復興にとって最も重要なことは住民の復興であります。全ての被災者の生活となりわいが再建するまで、国が必要な支援を行わせるよう国、東電に強く求めていかなければならないというふうに考えるわけであります。

最初の細部の質問1点目でございます。放射性物質除染の取り組みについてであります。山木屋地区の住宅周りの除染については、一昨年8月に終了したというふうにお聞きをしているわけであります。区域全体が毎時0.53マイクロシーベルト、居住制限区域では0.99マイクロシーベルトと伺っているが、国の除染の目標基準である年間1ミリシーベルト、毎時0.23マイクロシーベルトをはるかに上回ってい

る数値となっているわけでありませう。今後、早急に再除染に取り組むなど、国のほうにも強く求めるべきであるというふうを考えるわけでありませう。町の今後の対策・対応についてお伺いをしておきたいと思ひませう。

続いて細部の2点目でありませう。山木屋地区の農地除染対象面積については、622ヘクタールと国のほうでは言っているわけでありませうが、この面積は山木屋地区の全筆の農地面積と合致するのかわかりませうかお伺いをしておきたいと思ひませう。

また、山林についても放射線量なども測定し、河川、ため池なども含め放射線量などのマップなどをつくり、1日も早く除染に取り組むよう、国にも強く求めるべきであるというふうを考えるわけでありませう。今後の町のこの点についても対策・対応について、お伺いをしておきたいと思ひませう。

続きまして細部の3点目、本町の森林に対する全面賠償を東京電力に求めるべきであるというふうを考えるわけでありませうが、町の面積の約70%を占める山林の総面積は約8,500ヘクタール、そのうち私有地は6,900ヘクタールというふうにお聞きをしておりますけれども、住民の一部の山林所有者、森林組合員の方々のところには森林賠償の、いわゆる立木補償などの案内文書なども届いておりまして、請求が始まっているというふうにお聞きをしておりますけれども、町としてはどのように承知されておられるのか、今後本町の全ての山林について東電のほうに全面賠償させる立場から、町としても住民への周知の徹底も含め相談などにも取り組むべきであるというふうを考えるわけでありませうけれども、今後の町の対応についてお伺いをしておきたいと思ひませう。

続いての細部の4点目でございます。農業後継者の育成・確保についてでありませう。本町農業就労者の高齢化も進み、担い手不足がますます深刻化をしている状況にあります。地域農業の担い手となる新規就農者や後継者に対して、町独自ででも毎月15万円を3年間助成し、後継者の育成を図るべきであるというふうを考えるわけでありませう。今後の町の対策・対応についても、この点についてお伺いをしておきたいと思ひませう。

細部の質問5点目でありませう。本町農業の継続、発展を考えれば、特に農産物の現場のところで高齢化している農家を支えている農作業受託者に対して、受託面積などにより補助金などを支給するなど、具体的な支援が必要であるというふうを考えるわけでありませう。この点についての町の今後の対策・対応についても、お伺いをしておきたいと思ひませう。

続いての細部の6点目でありませう。鳥獣被害の対策の拡充・強化についてでありませう。放射能に汚染されたイノシシを捕獲しても、食肉には利用できないということでございます。そういう点で、捕獲も進まず、鳥獣によりますます農作物への被害もますます増大しているわけでありませう。本町の農業経営にも多大なる影響を及ぼしている状況にあるわけでありませう。これらの被害防止対策の拡充・強化を図ること、また有害鳥獣捕獲隊については高齢化と人員不足等により、支障を来しているのが実態であります。今後多様な人材の確保と、育成・強化、あわせて有害鳥獣捕獲実施隊への支援

の拡充が求められているというふうに考えているわけであり、次の6点ほどについて対応についてお伺いをしておきたいと思えます。

①イノシシ1頭当たりの報償金額を3万円とすること。

②捕獲したイノシシを処理する場合の埋設場所の確保を図ること。

③効果的な囲いわなの活用を図ること。

④防護柵など、あるいは電気柵など、町単独で現在助成を行っておりますけれども、これらの助成についても全額助成にすること。

⑤町内全ての狩猟税に対する全額助成をすること。

⑥鳥獣被害防止総合対策交付金事業の取り組み体制の強化と増額を図ること。また、本年度27年度の取り組み実績などについても、お伺いをしておきたいと思えます。

以上大きくは1点でございますけれども、細部6点ほどについて町の今後の対策・対応についてお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（斎藤博美君） 当局の答弁を求めます。町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 9番 石河清議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、山木屋地区の帰還に向けた取り組みと本町農林業の復興についての放射性物質除染の取り組みについて、毎時0.23マイクロシーベルをはるかに上回っているところは早急に再除染に取り組むよう国に強く求めるべきだが町の対応は、についてのご質問でございますが、環境省から除染等検証委員会の検証資料として、新たに提供を受けた速報値の情報によれば、宅地周り除染直後の山木屋地区全体における宅地内での空間線量率の平均値は、毎時0.53マイクロシーベルトであったものが、隣接森林や農地除染等の進捗により毎時0.36マイクロシーベルトへ低減しております。これは、除染前の毎時1.04マイクロシーベルトから比較すると約65%の低減となっております。区域別の数値においては、居住制限区域では、宅地周りの除染直後の空間線量率において、平均で毎時0.99マイクロシーベルトだったものが、毎時0.64マイクロシーベルトへ低減したところであり、除染前の毎時2.09マイクロシーベルトと比較すると約69%の低減となっております。

また、避難指示解除準備区域においては、同様に除染直後の平均で毎時0.47マイクロシーベルトから毎時0.33マイクロシーベルトへ低減しており、除染前の毎時0.89マイクロシーベルトと比較すると、約63%の低減となっております。除染等の効果により、宅地内における空間線量率は低減しているところですが、環境省からは一層の低減化を目指し、除染後の対応として、局所的に空間線量率が高い箇所におけるホットスポット除染や、面的なフォローアップ除染を行っているとの説明を受けております。

町といたしましては、しっかりとモニタリングを実施するとともに、長期的な達成目標である年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下となるよう、引き続きその対策を求めてまいります。

次に（2）山木屋地区の農地除染対策面積は622ヘクタールか。また、山林・河川・ため池も放射線量マップを作成し、国に除染を求めるべきだが町の対応は、につ

いてのご質問であります。初めに山木屋地区の農地面積につきましては、課税台帳面積では約938ヘクタールとなっております。環境省に対して除染対象としている農地面積について確認したところ、現況に基づき地権者全員に説明を行い、同意が得られたものを除染対象とした結果であるとの説明がありました。

この詳細について再確認したところ、農地として使用せず山林化しており、かつ地権者のご了解のもとに、除染対象から除いた面積が約52ヘクタールであります。これを課税台帳面積から差し引いた約886ヘクタールが、実際には農地除染の対象となる面積ではありますが、環境省ではこのうち、畦畔、法面、草地及び芝地等を除いた耕作面積である約622ヘクタールを、農地面積として表現していたことが判明いたしました。

町といたしましては、農地除染は農業従事者等が、営農再開し作業を行う上での被ばく低減を目的としたものであり、また周辺の空間線量率の低減にも寄与することから、農地として土地利用を予定している箇所は、漏れなく除染すべきと考えております。環境省には、農地地権者が改めて除染を申し入れされた場合には、除染実施に向け柔軟に対応するよう求めてまいります。

次に、山林、河川、ため池も放射線マップを作成し、国に除染を求めるべきだが町の対応は、につきましては、環境省では昨年末、これまでの実証実験の結果から森林内の放射性物質が風雨の影響により森林外に流出する量は少なく、生活圏の空間線量への明確な影響は確認されていないとした上で、堆積物の除去を行えば土壌流出を招くと結論づけ、除染は適当でないとの判断を示しましたが、生活を営む上で切り離すことのできない森林を除染せず、汚染されたまま放置されることは承服できないという被災自治体の思いを踏まえ、先月には環境省、農林水産省、復興庁から成る特別チームが設置され、今月中に除染範囲の見直しとともに、日常的に出入りする里山などのモニタリングと除染の実施、森林再生に向けた間伐と除染の一体的な実施、森林の放射線量の低減のための調査研究、木質バイオマスを利用した林業の再生などについて議論を深め、対策案を示すと聞いております。本町にとって、里山・裏山は生活圏の一部であり、引き続き山林の除染と豊かな里山の再生に向けた事業の実施について求めてまいります。

次に、ため池につきましては、農林水産省が営農再開や農業復興の視点から創設した福島再生加速化交付金を活用し、平成26年度からため池の調査を行っております。今年度には放射性物質対策事業として、鶴沢地区の松沢下ため池の底質の汚染土壌除去を実施中であり、今後も順次実施していく計画であります。河川につきましては、管理者である福島県が対応する方針を検討するとの説明がありましたが、まだ具体的な実施方法等は示されておりませんので、引き続き具体策を示すよう求めてまいります。

ため池や河川については、水の遮へい効果により、水底からの放射線の影響は極めて低いものと考えられますが、放射線量マップの作成など周辺の放射線量の把握は必要であると考えております。今後、山林と合わせて、山木屋地区以外では除染後の事

後モニタリング等の結果を参考にマップの作成を計画するとともに、山木屋地区においても、環境省の協力を求めながら検討してまいります。

次に、(3) 本町の森林に対する全面賠償を東京電力に求めるべきと考えるが今後の町の対応は、また、一部の山林所有者には森林賠償の案内が届き請求が始まっていると聞いているが町は承知しているのか、についてのご質問でございますが、森林の賠償につきましては、避難区域である山木屋地区においては従前から賠償が進められており、一方その他の地域におきましては、昨年3月、東京電力のホームページに福島県の避難指示区域以外の地域における立木に係る財物賠償についてが掲載されたところであります。

このことを受け、福島県北森林組合では原子力発電所事故に伴う立木賠償支援として、賠償対象となる立木を所有している方に対し、組合員・非組合員関係なく森林簿の一部証明などを行っております。町では、福島県北森林組合からの依頼もあり、昨年7月号の広報紙において、シイタケ原木等に係る立木の財物賠償請求手続を掲載し、町民の皆様にも周知を図ったところであります。賠償の対象となる資産は、所有している山林の林齢がおおむね20年以下のナラ・クヌギなどの広葉樹で、シイタケ原木等として出荷予定の立木でございます。また、賠償金額につきましては、1平方メートル当たり5円として、所有する山林面積を乗じた金額となりますが、天然林の割合や出荷が見込まれる面積を書面で確認できる場合は、最大1平方メートル当たり30円まで引き上げられることが可能となっております。

町といたしましては、立木は個人の財物となりますので、所有者において請求されるのが基本と考えておりますが、福島県北森林組合と連携を図りながら、山林所有者からの相談や請求手続の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、(4) 地域農業を担う意欲ある担い手となる新規就農者や後継者に対して町独自で月15万円を3年間助成すべきと考えるが、についてのご質問でございますが、新規就農者に対しましては、就農条件など要件に合致すれば、支援に向けた多くの補助事業の活用が可能であります。また、後継者につきましては認定農業者の認定を受けていただき、人・農地プランを活用しながら土地の集積を積極的に進めるなど、営農形態の充実に向けた支援を図ってまいりたいと思っております。議員お質しの助成制度につきましては、有効な施策の一つと思われまますので、十分に勘案しながら先進事例の調査・研究も含め、今後の対応策として検討を進めさせていただきたいと考えております。

次に、(5) 本町農業の継続発展を考えれば農作業受託者に対し受託面積により補助金を支給するなどの支援が必要と考えるが、についてのご質問でございますが、農作業受託者にとって、震災・原発事故以降の農作物価格の低迷は大きな問題であり、受託継続をさらに困難にさせる要因となっております。このことから、農作物の価格の安定と消費の拡大に向け、関係するJAや国との連携強化を進め、農業者支援に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、農地の集積や作業の受委託の推進が見込める農地につきましては、メ

リットの大きい人・農地プランによる支援措置の活用を基本に取り組めるよう、担い手の方々と協議を重ねてまいりたいと考えております。このことから、ご提案いただいた助成制度につきましては、さきの答弁と同様に、新たな対応策として検討を進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、(6) 鳥獣被害対策の強化についての対応を伺うの、①イノシシ1頭当たり報償金を3万円にすること、についてのご質問でございますが、実施隊での駆除活動や、地域の生産農家の皆様のご理解とご協力をいただきながら自衛態勢の強化を図ることにより、鳥獣被害対策におきましては一定の成果が上っていると認識しております。このような体制をさらに強化しながら、近隣市町村とも連携を図りつつ、広域的な対策も視野に入れ、報償金を含めた補助内容のあり方等についても協議・検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、②イノシシの埋設場所の確保を図ること、についてのご質問でございますが、現在は、捕獲したイノシシにつきましては、土地所有者の同意を得た上で近隣に埋設している状況にあります。また、やむを得ず同意を得られなかった場合には、実施隊員のご協力をいただき、隊員の方が所有される土地へ埋設させていただいております。以前は、解体し焼却処分していたとも聞いておりますが、解体作業、運び出し、焼却場への運搬などの作業があることから、現在の埋設処理となったところでございます。埋設処理は年間約400頭以上を実施しておりますので、いずれ埋める場所も少なくなることが予想されます。実施隊とも十分協議しながら埋設場所の確保について、対策を含め検討してまいります。

次に、③効果的な囲いわなの活用を図ること、についてのご質問でございますが、囲いわなにつきましては、現在町内12カ所に設置しております。各地区にそれぞれ1カ所ずつ設置しておりますが、わなを移動する場合などは一度解体しなければならないなど、使いづらいつのお話も伺っているところであります。引き続き、実施隊と協議をしながら、よりよい有効活用を考えてまいります。

次に、④防護柵、電気柵の助成を全額にすること、についてのご質問でございますが、町では電気柵等の設置支援として、3分の1補助、上限5万円とした町単独補助事業を実施しており、今年度の活用については、これまで22件の申請があったところでございます。昨年度は60件、一昨年度は64件と年々減少している状況にあり、県事業の鳥獣被害防止総合対策交付金事業に移行していることも要因の一つと考えているところでございます。また、議員お質しの補助率等も事業の活用が減少している要因の一つではと考えておりますので、今後助成内容の充実について協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、⑤町内の狩猟税に対する全額助成をすること、についてのご質問でございますが、実施隊への狩猟税の助成につきましては、国の税制改正により、今年度より全額免除とされたところでありますので、ご理解を賜りたく存じます。

次に、⑥鳥獣被害防止総合対策交付金事業の取り組み体制の強化と増額を図ること、についてのご質問でございますが、県事業である鳥獣被害防止総合対策交付金事業を

活用した防護柵設置につきましては、生産者の皆様のご理解とご協力を得ながら実施しているところですが、ご要望をいただいている事業費は県の補助額を上回る状況にあります。このことから、自衛態勢の強化と一層の駆除活動の推進のため、十分な予算の確保に向け、引き続き国・県に強く要望してまいりたいと考えております。なお、本年度の事業実績といたしましては、ワイヤーメッシュ柵が3地区で総延長1万5,600メートル、電気柵が1地区で8,400メートルを実施したところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） 何点かについて再質させていただきます。

山木屋地区の皆さんの帰還に向けては、当然今後予定されております復興拠点事業の整備あるいは水や医者確保などは当然のことですけれども、インフラの整備とかは当然のことですけれども、今ですね、帰還に向けて一番大事なことは3・11以前の環境をどう取り戻すか、ということだと思っておりますよ。

除染は基本的に、戻った人についてはずっと永久に住むわけですから、何回も今までも申し上げておるんですけれども、やはり最低でも国のほうが言っている0.23マイクロシーベルト、それに近づけるような除染をやっていただかなくてはならないというふうに思っておりますよ、基本的に。

あとは、やはり農地、山林、住宅周りはもちろんですけれども、住んでいる全てのところについて除染をするというのが、私は基本ではないかなと思っておりますよ。全てが原発事故のもとでこのような状況になったわけですから、とにかく放射能については取り除かなければならないわけですから。住宅周りいくらきれいにしてもやはり山に残っていれば、流れてくればまた元に戻ってしまうと。単純に言っちゃえばですよ。そういうふうに私はなると思っておりますよ。ですので、今本当にそういう点では国にきっちりとしつかりと除染を全ての地域の全てについて除染をやらせると、やはりこれを忘れたのでは、私は安心して戻ってくださいますよと言われる状況には私はならないというふうに考えております。そういう点で、ちょっと前置きがね、申し上げたんでございますけれども、基本的には町のほうでその点についてはどのように考えているのか、まず最初に伺っておきます。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 再質問にお答えいたします。

まず元の環境を取り戻すために除染をきっちりやることが、これに関しましては先ほどもご答弁いたしました。昨年度、一昨年度と続けて、国そして特に環境省に対しては除染の姿勢、0.23マイクロシーベルトを長期的に1ミリシーベルトに戻すためにきっちりやっていただきたい。そして河川、特に山林ですね、こちらのほうが空間線量率に大きく影響を与えているということから、山林除染をきっちりやっていただきたいということを重ねて要望を申し上げます。その姿勢は今も変わっておりませんので、引き続き強く要望をしていきたいと思っております。町の姿勢とし

ては元の環境を取り戻すために、しっかり町の立場としてやれることはやってまいります。よろしくをお願いします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） きのう、おととい、私も山木屋のほうに出向く機会がございましたので、具体的に申し上げるんですけども、私もいつも地元を歩くときは、今私どもも東電から預かっている測定器もごございますので、絶えずはかりながら歩いている次第でございます。きのう、おとといは当然まだ雪も若干残っておりますので、数値は低く出るんですよ。春になって雪が解けると上がるというのが、大体去年おととしもはかってみて、私はそのように感じております。坂下のほうの部落だったので、これは高いところでございます。津島のほうに近いわけでございますので、私も大変気になっていたのではかってみましました。高橋牧場の向かいのところでございますので、0.89マイクロシーベルト、玄関のところですね。あと手前のほうに下がってきまして、坂下向かいのところに来たので、そこもはかってみたら0.79ですね。もうちょっと手前のところに来て、もちろん皆農家さんでございまして、戻って農業をやると言っている方なんです。ですので私も大変気になっていたもので、昔から私も知人でございますので、心配なのでいつもはかってくるわけです。そこに行ってはかかったらやはり0.79、坂下向かいのところで。そのちょっと手前のところにきたら0.75ですよ。確かに先ほど申し上げましたように、当初から見れば下がっているのは確かですが、現場のところではかってみれば、0.23にはほど遠い数字ではないかなと私は思うんですよ。このままで帰還しなさい、戻りなさいというのでは、いくらお年寄りの人が中心になるかなというふうに思うんですけども、特に戻って農業をやるという方たちなわけですから、今の状況で再除染も追加除染もやらないで帰りなさいというのは、こんなことでは町として許せないというふうに私は思っております。そういう点で、私はおととい現場のところではかかってまいりました。

町では直接職員の皆さんは行ってはかったことがございますか。そういう点ではいろんな立場の人があろうかと思っておりますけれども、私はやはり責任ある町として、本当に戻りたい、戻って農業をやる、そういう人らの住む玄関のところで、やはり現場のところでこういう数字を確認してもらいたいんですよ。その辺どうでしょう。町のほうで、自分たちではかったことがあるのか、現場の状況などお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 再質問にお答えいたします。

職員で直接山木屋地区の線量をここ最近だと思っておりますが、はかっているかというご質問です。私どももいろいろな機会に山木屋に上がります。そのときには、線量をはかることは多々ございます。先ほど数値がありました、確かに特に居住制限区域の道路わきあたりは、先ほど挙げられました数字以上の数字が出るところも、私たちは確認をしております。なお、環境省が除染後のモニタリングで最近の速報値でございますが、個別ではかったところの居住制限区域の一番高いところも宅地内で1マイク

ロという数字も聞いております。事実そういうところもございます。先ほど、当初の答弁の中で、環境省のほうはホットスポット除染、そしてやや面的なフォローアップ除染を進めているという話もございます。私どもと話をする中では個別に対応していくと、柔軟に対応していくという話をいただいておりますので、私どももそういったことをしっかりと伝えていって対策をとるように話をしてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） 直接なかなかはかつては職員の皆さんいないということもございますし、おととい私がかつた現場での数値でございました。ですから、今私は早急に、国のほうに0.23マイクロに近づけるような除染を早急に、再除染を強く求めなきゃならないと思うんですよ。その辺、約束してくださいよ、町として。モニタリングしているんだからわかるわけでしょう。その辺、答弁お願いします。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 再質問にご答弁いたします。

環境省のほうは、除染の進捗はほぼ100%というふうに表現をしております。そういう状況ですので、これが最後、しっかりと行っていかなきゃいけないところだと思っておりますので、町としてはしっかりと0.23に向かっていくように対策をとるようにということ強く求めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、今回、農地を私は大変心配もしておったものですから質問したんですけれども、622ヘクタールというふうに国のほうでも言っていると。私もこれは全筆にしては面積が合わないなというふうに、最初から思っておったんですよ。先ほどの答弁で課税台帳では938ヘクタールですか、300ヘクタールも違っているわけですよ。ですから、最初に申し上げたように全地域を除染してもらわなきゃだめだと思うんですよ。そういう点からすれば、いわゆる課税台帳に載っている938町歩については基本的に除染をやらなきゃだめじゃないですか。その辺、町としてやはり早急に国のほう環境省ですか、と打ち合わせをしたり、全ての農地についてやっていただくということにしてもらわないと、これでは納得できないというふうに、地区民だけでなく、私らも納得できないというふうに思っておりますので、その辺の対応を伺います。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 再質問にご答弁いたします。

このたび、課税台帳と実際の農地除染の対象と面積としたところの差異について、よく把握ができたところでございます。町としましては基本的には面的な除染というのは絶対必要だと考えております。当初環境省が農地地権者の方に、除染をされるかどうかを聞いた時に、ここは山となっているから除染はいいよという返事をしたとこ

ろがあるということで、残っている面積が52ヘクタールということでございます。時間もたっていることから、やはり気持ちも変わっている場合もございます。面的な除染が広がっている中で、やはり除染をやるべきだという考えに変わっておられる方もありますので、ここは町のほうから環境省のほうに、対策のほうをしっかりと取りこぼしがたいということをし入れをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） 農地の除染については、やはり私はこの課税台帳に載っている938ヘクタールですか、これはきっちり、しっかりと除染に取り組んでもらうということで、町として国のほうに申し上げていただきたいというふうに強く要請しておきます。

山林除染のほうについては、いろいろと森林組合等の私の知る範囲でございますけれども、森林組合の組合員になっていないところには送られてきてないというふうに思うんですよ。その辺はどの程度、さっきの答弁では森林組合員でない方にも全てではないけれども、送られているような話もしたので、私はそうやってないというふうに思っていますがどうなんですか。全ての例えば所有者に送られているんですか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

まず立木賠償請求の流れでございますが、まずは森林組合のほうに森林簿交付申請書、あとは平成22年度以降の固定資産課税明細書または名寄帳、いずれかの写しを森林組合のほうに出していただきます。その後、その提出された課税明細書等を元に賠償の対象となる該当山林があるか、森林組合のほうで精査しまして、該当山林があれば森林簿記載事項証明書を発行し、申請者のほうに1回郵送します。その後、東京電力の請求書に必要事項を記入していただきまして、固定資産課税明細書と、あとは森林簿記載事項証明書、こちらを添付して申請者が東京電力のほうに送付していただくというような流れになってございます。福島県北森林組合では、森林組合員・非組合員関係なく、その森林簿の一部証明については依頼があれば、証明を行っているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） 答弁があったんですが、森林組合員でないところに私は送ってないと思いますよ。もちろん周りから聞いて森林組合のほうに相談した方は、確かに今言ったようなことになっているかもわからないけれども、基本的にはこのような賠償請求されているなんてわからない人がほとんどなんです、森林を持っていたりも。確かに大規模に持っている人、一部の人ですよ。だけど1町歩、2町歩と結構持っている人もいるんですが、そういうところに来ていないんですよ。だから、町のほうで当然それらの周知ですか、徹底して、どうせ産業報とか何か出しているんだから。町の広報でもいいし、周知徹底してくださいよ。ほんでなくても、ほだ木にも売ってはだめ

だ、炭焼いてもだめだとか言われているわけだから。本当に今、結局農家といっても昔は林業で生きてきたわけだから。それが本当に今とんでもない被害をこうむっているわけですから、せめて安くても賠償金くらいいただかないと、私はどうしようもないと思いますよ。責任をもって町のほうでそれぐらいの周知、あるいは相談にのられるような対策・対応をお願いしたいと思いますが、それらの対応について伺います。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご質問にご答弁いたします。

先ほども答弁にもありましたように、今年の7月ごろには賠償請求の申請というところで、広報紙のほうに出させていただきます。これ以降は掲載というか、周知はしておりませんので、今後十分な周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） あとは、町のほうにもいわゆる町有林ですか、これはあるというふうに思いますよね。もちろん、財産区のほうも各林業組合のほうに、立木や何かね、管理をお任せしているんであります。当然その辺も森林賠償の該当にはなるというふうに思いますけれども、その後どのようになっているのか。あと、町のほうで直接管理している町有林もありますよね、その辺についてはどのようになっていますか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

町所有の山林の請求ということでございますが、私の関しているところにつきましては、町の分収林がございます。分収林につきましては先々月、1月に請求したということは原課のほうからは話は聞いております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） ご質問にお答え申し上げます。

川俣町にあります各財産区に関しては、今請求申請をしているところでございます。請求が整い次第、東電のほうに請求してまいりたいという考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） ぜひ、全ての町内の森林の立木について賠償を受けられるように、町として責任ある対応を強く要請しておきたいと思います。

それと（4）、担い手のほうの新規就農者や後継者に対する月15万円の助成、これも前回と同じ質問になったんですけども、これは今年も1月の農業委員会が終わった時に、去年もやったんですけど、認定農業者の皆さんと意見交換会をやったんですよ。そのときに認定農業者会の会長さんの息子さんも多分二、三年前に後継者として農業に従事したんですよ。だけれども、県のほうの給付金とかもあるんですけど、そ

れが該当しなかったというお話が出て、何で該当しねえんだっていう話になったんですよね。だから、もちろんその辺は今後いただけるように、貴重な3年とか5年に1人ぐらいの後継者ですから、本当に大事にしなければならぬ。当然町としても基幹産業を守っていく上で、大切なこの後継者に対して、このような給付金をしっかりといただけるように、責任をもって対応していただきたいとは思いますが。なので、町単独でやっていかないと、せっかくあっても該当しないと言ったんじゃないか、ということをまずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

まず該当になる、ならないの件についてでございますが、新規就農者につきましては県の補助メニューがございます。また、農業後継者になりますと、新規就農者とは別なくくりになりますので、そちらのほうは県の補助の対象外というふうになりますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議会事務局長（大内 彰君） 残り5分です。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） いずれにしろ、本当に貴重な後継者ですから、新規就農者なので、今後改善して県のほうにも言ってもらいたいですね。このような全ての農家に従事した者が、とにかく給付金をいただけるような制度にしないと、何にもならない制度だなと私は思うんです。だから、町独自でもこのような助成制度をつくらなければならぬと思って質問をしている次第なので、今後はぜひそのような方向で前向きに、町独自でもやるような方向で検討していただいて、実際にやっていただきたいと。あと、県のほうにも改善を求めていただきたいというふうに思う次第であります。

あと、5番のところなんだけれども、農家の現場のところでは、副町長も分かっているかなっていうふうには、まあ現場のところなかなかちょっと厳しいですかね、副町長に言っても厳しいとは思いますが、現場のところでは人数からいったら大した人数じゃないんですよ。各地区に大体3人とか4人なんです。作業を請け負ってやっている皆さんがいるのはね。小島なんかはライスセンターもあるから、ある程度いいんだけど、ライスセンターとかなところは本当に個人で頑張って、部落のやつとか、2部落分くらい、3町歩、4町歩って、みんな作業を請け負ってやっているんです。この人らが私はだめだって万歳したら誰が耕すんですかっていうんです。言いたくはないけれども、私の部落にも去年、健康を害して亡くなっちゃった人がいるんですね、百姓を本気になってやって。ワイヤーメッシュ張ったんだけど、残念ながらことは作付できないの。借りる人がいないの、実際に現場で探しても。私もめいっぱい借りてるので、自分も借りられないので、本当にそういう状況なんです。

だから、作業を受託してやっている人に具体的に支援をやらなかったら、この人ら

がやめたらば、川俣の今の遊休農地どころじゃないですよ。今の作付されている農地も誰にも耕されなくなっちゃうんですよ。だから私は言っているんですよ。農業委員会で建議もしているんですよ、この中身は。なので、これは検討していくからではダメなんですよ。去年もやったけれども、去年も予算もつけてもらわんに、今年も多分予算の審議はこれからだけれども、何だかのってないような感じですよ。だから私は大変心配しているので、今後ですよ、今年はこれから作付するわけだから。前向きに、ぜひこの辺の農作業の受託者に対する支援助成をやってくださいよ。副町長答弁。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 農作業の受託者に対して、受託面積に従って補助金を支給すべきというお質しだと思います。こちらにつきましては、先般建議書をいただいた中でも内容として含まれていると、ご要請があったということは重々承知しているところでございます。町といたしましては、まずは人・農地プランという施策がありますので、そういったものを利活用いただきながら、農地の集積または作業の受委託の推進を図っていきたいと考えているところでございます。また、今回議員からお質しいただいたところでございますが、今ほど申し上げましたとおり、人・農地プラン、これを基本に取り組むよう、担い手の方と十分協議を進めていきたいと考えております。ただ、新たな支援策としてご提案いただいたものでございますので、こちらについては引き続き検討を進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） 副町長、検討でなくて、本当に具体的に支援できるように施策を打ってくださいよ。そうでないと本当に、今やる気である人も万歳したら本当にだめになりますから、その辺を強く要請して、ちょうど時間ですよ、以上で質問を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分とします。

（午前11時01分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。

（午前11時15分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 5番議員 菅野意美子君の登壇を求めます。菅野意美子君。

○5番（菅野意美子君） 5番 菅野意美子です。3月11日東日本大震災の発生から、丸5年になります。インフラや住宅の整備は確かに進んではおりますが、まだまだ約18万人もの人々が避難生活を余儀なくされております。風化と風評という二つの風と戦いながら、一日も早く生活の再建ができるよう、心の復興、人間の復興をなし遂げなければなりません。

古川町長におかれましても、一日も早く病氣回復され、復帰されますことをお祈り申し上げます。

大きく3点、細部5点について通告順に質問をさせていただきます。

1点目、女性が活躍するまちづくりについて（1）女性活躍推進法が国会で成立いたしました。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律です。同法に基づき、国は数値目標を含む女性活躍の基本方針を策定しなければなりません。それをもとに、自治体は女性活躍の推進計画を作成します。これに従って、国や自治体の機関、301人以上の労働者を雇用する事業主には、女性の活躍に関するさまざまなことが課せられます。

例えば、企業の場合はまず自分の会社に関し、女性の採用比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性比率という、女性活躍の状況について必ず把握し、課題分析を求められます。自分たちの会社の女性が置かれている状況について、数値で現状認識をするということで、既にそれをもとに女性の活躍推進に向けた行動計画を策定し、それを会社のある都道府県労働局に届けるとともに、内容を社員に知らせ、外部への公表もしなければなりません。行動計画策定の際、①行動機関、②数値目標、取り組み内容、取り組み実施時期は必ず盛り込む。300人以下の企業も同様のことを求められています。このほかにも国は女性の活躍に資するための支援処置として、職業訓練や職業紹介、啓発活動、情報の収集、提供などを行うことを求められます。自治体は女性の活躍に関して、相談や助言などを行う努力義務があるとされます。

また、地域では女性の活躍推進のため、さまざまな取り組みがなされ、女性の活躍と女性の人権尊重は表裏一体です。女性の活躍はエリートの女性を生み出して、男性社会に貢献させるというより、女性全体の実質的な社会的地位の向上に資するものでなければなりません。

この法律が、女性の賃金や職場での扱い、地位の向上につないでいけるようにならないととなっております。女性活躍推進法ができて、協議会等の取り組みは町はやっていくのでしょうか。

2点目、本町は女性の管理職登用を目指しているのかお伺いいたします。

2点目、子育て支援についてであります。（1）妊婦から出産、子育て世代包括支援センターの設置はいつか。子育て支援ハンドブックの活用はされているのか。

昨年4月に子ども子育て新制度がスタートして間もなく1年が過ぎました。1年目を迎えます。川俣町子ども子育て支援事業計画が策定され、町の子育てを取り巻く現状、基本理念、支援新制度の事業の展開、次世代育成支援施策の展開、計画の推進等の中身となっております。子どもたちに良質な発達環境を保持するためにも、恒久財源の確保が今後に向けて引き続き重要課題であります。

具体的には、働き方の改革と家庭における子育て包括的に支援する枠組み、社会的基盤の構築が重点戦略です。

この子育て支援施策の実現に要する費用は、単なるコストではなく、未来への投資であるとして、効果的な財政導入の必要性が明記されております。子育て支援センターが設置されることが理想で、子育て支援ワンストップ体制は考えているのでしょうか。

か。お伺いいたします。

(2) 子育て支援ハンドブックの活用についてでございます。

現在、発行されておる子育てパンフレットのことでありますが、出生率向上のため、何年も前から町として重要課題として取り組んで、ことしも数多くの実施がなされました。出産祝い金第1子、第2子にも5万円が出るようになります。小学校入学時にも5万円、18歳まで医療費の無料化、新婚家庭の住宅の確保等々、これからまだまだ数多く実施が重要課題です。早急にハンドブックとしてつくり変えてわかりやすく、使いやすく活用できるようにしていただけないでしょうかお伺いいたします。

3点目、期日前の投票用紙の改善について。

現在の選挙入場券をはがき方式にして、高齢者に投票しやすくすべきではないのか。平成15年12月施行の公職選挙法の一部改正により、期日前投票が創設されました。これにより、それまでの不在者投票制度が改められ、選挙期日前の投票手続の簡素化が図られ、投票しやすくなったことで利用者もふえております。全国的に投票率の低下が懸念され、選挙啓発チラシを回覧するなど、投票率向上に努められておりますが、多くの町民から投票所が緊張して苦痛を感じ、手が震えて書けなくなってしまうという声をいただいております。

多くの自治体で投票率向上のための取り組みを充実させており、特に期日前投票の推進では、必要な宣誓書を入場券の裏に印刷して郵送し、投票者は事前に氏名や住所を記入し、投票所に持参すれば期日前投票ができるようにしているところがふえてきております。

これは、高齢者や障害を持つ方など、字を書くのに時間のかかる人や、人の前で字を書くことが苦手な方などには配慮することで、投票しやすい環境をつくることを目的としているものです。こうすることで、受付の混雑の軽減も図られ、投票しやすくなるという効果が生まれております。

先進地では期日前投票の一部が混雑したことや、投票所の中で職員の人たちが四、五人並んで緊張して、宣誓書を書くことが大変苦痛という多くの声もあり、投票入場券とともに一世帯につき6名分まで利用できる宣誓書を添付する取り組みを始めた市町村では、喜びの声が届いております。

本町におきましても、選挙の際、選挙投票所入場券に宣誓書を印刷し、郵送すべきと考えますが、ことしの夏の参議院選から選挙権年齢が二十以上から、18歳以上に引き下げられます。棄権しないで投票できるよう、投票率向上に向けた取り組みを、ぜひ本町でも検討されますこととお伺いいたします。

以上で、一般質問とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 当局の答弁を求めます。

町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 5番 菅野意美子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、女性が活躍するまちづくりについての（1）女性活躍推進法ができて、協議会等の取り組みはやっているのかについてのご質問でございますが、女性活躍推進

法は、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、昨年8月に成立いたしました。この女性活躍推進法は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり実施法として位置づけられたものであり、男女共同参画社会基本法が、職業、学校、地域、家庭、社会などのあらゆる分野において、男女がともに個性を發揮しながら生き生きと活動することを支援するものである一方、女性活躍推進法は、このうち女性の職業に限定しているのが特徴でございます。

本町では、平成11年6月に施行されました男女共同参画社会基本法に基づき、政治、経済、社会や文化など、あらゆる分野での男女の参画を促進するため、平成12年度に川俣町男女共生ゆうゆうプランを策定するとともに、平成15年度には川俣町男女共同参画推進条例を制定したほか、加えて、平成23年度には、第2次川俣町男女共同参画推進計画である元気いっぱい笑顔いっぱいかわまた男女共同参画プランを策定したところでございます。

また、本プランを円滑に進めるため、男女共同参画推進委員会を設置し、住民一人一人が性別にとらわれることなく、個人として社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を推進してきたところでございます。

具体的には、健康料理教室の開催など男性の意識啓発に取り組むほか、小島地区におきましては、女性農業者が中心となって立ち上げた農産物直売所おじま一番の市の運営支援を行い、女性の経済的地位の向上に努めてきたところでございます。さらには、平成26年度より、仕事や家事を協力して分担し、お互いを支えあう夫婦や、家族などを表彰する、いきいき・かわまた男女共同参画社会づくりの制度を設け、男女共同参画や女性の地位向上に関する理解の促進を図ってまいりました。

議員お質しの協議会につきましては、女性活躍推進法においては、その設置は任意とされており、また、既存の仕組みを活用することも可能とされていることから、現時点では、既に設置されている男女共同参画推進委員会において、女性の活躍を応援するための協議を行ってまいりたいと考えております。

町といたしましては、男女共同参画社会基本法及び女性活躍推進法の主旨を踏まえながら、男女共同参画推進委員会とともに、女性が働く場面でその個性と才能を十分に発揮できる社会づくり、そして、女性も男性も一人一人が安心して暮らすことができ、意欲と能力を生かして活躍できる社会づくりに努めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、(2)女性の管理職登用は目指しているのか、についてのご質問につきましては、現在、幼稚園等の教諭を含めた町職員128名のうち、女性職員は43名、その占める割合は約33.5%であります。また、町職員のうち、職員の給与に関する条例第9条に該当する、管理・監督の地位にある職員、いわゆる管理職である職員は31名、そのうち女性は6名、約19.3%であり、教諭を除く一般職員においては、管理職28名のうち、女性は3名、約10.7%となっております。性別では、全て

の男性職員のうち管理職である職員の割合は約 29.4%、一方、女性職員では約 8.8%という状況であります。

昨年 7 月に実施された帝国データバンクの企業の実態調査では、従業員全体に占める女性の割合が約 24.2%であるに対して、女性管理職の割合は約 6.4%にとどまっている状況であり、また、今後の方向性については、女性管理職の割合がふえると見込んでいる企業が約 22.3%、女性の活用や登用を進めている企業は 4 割を超えるという結果でありました。

町といたしましては、有能な女性の活用や登用により、女性の持つ豊かで柔軟な発想や、業務の円滑な進行、コミュニケーションの活発化が期待できるものと考えております。しかしながら、仕事と家庭や子育てとの両立など、登用に当たっては配慮しなければならない面もあることから、適材適所を基本とし、仕事と家庭の両立支援など働きやすい環境づくりを目指しながら、積極的に女性管理職の登用について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2 点目、子育て支援についての（1）妊娠から出産、子育てまでの一貫してサポートする子育て世代包括支援センターはいつ設置するのか、についてのご質問でございますが、核家族化の進行や地域とのきずなの希薄化などにより、子育て世代が、妊娠や出産、子育てに関して、身近に相談できる環境が十分確保できないために、子育てに不安を抱え孤立感を抱き、その結果、子育てに関してさまざまな不幸な出来事が起こるなど、深刻な社会問題の一つとなっていると認識をしております。

このことを受け厚生労働省では、先月 1 日、妊娠、出産、育児、その後の子育てまで、切れ目なく子育て世代を一貫してサポートする子育て世代包括支援センターの設置について、全国的に進める方針を固めたと報道があったところであります。

当町におきましては、妊娠、出産、乳幼児健診等につきましては、母子保健事業として町保健センターが担っており、特に、妊娠や出産、健診に関する相談や医療機関への受診等につきましては、指導助言などを含めたきめ細かな支援を行ってきたところであります。

町といたしましては、子育て世代包括支援センターについては、今後、教育委員会が進める子育て支援センターの設置に向けた検討の中で、教育委員会を初め、医療機関、保健所、児童相談所など関係機関と連携し、設置時期やどのような形態での運営が効果的かなどを含め、国の動向も確認しながら、鋭意検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 5 番 菅野意美子議員のご質問にご答弁を申し上げます。

2 点目の子育て支援についての（2）子育て支援ハンドブックの活用はどうなっているのかのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、本町における急激な少子高齢化の進行は、今後、町民の暮らしや町の経済・発展に大きな影響を与えるものと考えております。したがって、本町において子どもを安心して産み、育て、子ども

たちが健康で心豊かに成長するための支援を充実することは、全ての町民の願いであり、将来における町発展の基盤となるものと考えております。

このことを踏まえ、教育委員会といたしましては、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境をつくり、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、福祉・保健・医療・教育等の分野から、子育て支援に関するさまざまな情報を適切に提供するため、川俣町子育て支援ハンドブックを本年の4月に作成したところでございます。

このハンドブックは、子育て支援係の窓口や母子手帳の交付時に町保健センターで配布いたしておりまして、県の委託を受けて設置されております、ふくしま結婚・子育て応援センター内にもハンドブックを置き、川俣町以外の方々にも本町の子育て支援に係る情報を提供いたしております。

子育て支援ハンドブックには、妊娠から出産、そして幼児期から小・中・高校生、さらに20歳までに受けられる全ての町の子育て支援情報が網羅されており、子育て世代にとりましては、なくてはならないハンドブックとなっており、多くの町民から積極的な相談が寄せられているところでございます。

町教育委員会といたしましては、今後とも、定期的にハンドブックの充実を図るとともに、誰もがいつでも子育てに必要な情報が得られるよう、広報誌やホームページ等に掲載するなどのPRに努め、多くの町民に正確な情報発信ができる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（佐藤覚雄君） 5番 菅野意美子議員のご質問にお答えいたします。

期日前の投票用紙の改善についての、現在の入場券をはがき方式にして高齢者に投票しやすくすべきでないのかについてのご質問であります。質問の主旨といたしましては、平成27年3月定例会において質問された、宣誓書つきの入場券に変更し、事前に自分の名前を記入することで投票所では候補者氏名を書くだけで済むものに改善すべきではないかと同様であると理解し、答弁をさせていただきます。

公職選挙法施行令第49条の8では、選挙人が期日前投票をしようとする場合には、選挙当日に投票ができない理由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないと定めております。市町村においては、期日前投票の受け付けの際には、本人確認を行うとともに、当該宣誓書の提出を受けることとなっております。

その方法については、市町村によりさまざまありますが、当町においては、受け付けを円滑に行うため、投票所入場券に個人ごとのバーコードを印刷し、そのバーコードによって、当該選挙人の情報を期日前投票受付システムに表示し、本人確認を行っております。加えて、当日投票に行けない理由を聴取し、それらの事情が記載された宣誓書を出力した後に、選挙人に署名及び提出をしていただく方法をとっております。

なお、出力された宣誓書には、生年月日、現住所、当日投票に行けない理由が全て

記入されているため、投票人は名前の記入だけで受け付けを済ますことができるものであります。

ご質問にありますように、入場券をはがき方式にし、裏面に宣誓書を印刷しておけば事前に氏名等を記入することができ、期日前投票所ではその内容を確認するだけとなることから、より円滑に受け付けができるという利点がありますが、生年月日、現住所、また、当日投票に行けない理由については、全て選挙人自身で記入していただく必要が生じ、負担はふえるものと思われまます。

また、入場券の裏面を宣誓書として利用する場合は、宣誓書自体が小さくなるため、高齢者にとっては見づらく、また、記入しづらくなることが予想されます。

さらに、費用の面を見ますと、現在の封書方式では、世帯ごとにまとめて入場券を送付しております。1世帯5名までは1つの封書で送付できるため、昨年11月に実施された県議会議員、町議会議員選挙では、有権者1万2,437名分の入場券について、5,268通の封書により送付できたところであります。郵便料の削減につながっております。

一方、はがき方式とした場合、1通当たりの郵便料は安くなりますが、個人ごとに送付するため、一定数量を超えた場合に適用される特別割引を活用しても約2倍の郵便料が必要となります。郵便料の削減のため、はがきにしたものを世帯ごとに封入し送付する方法も考えられますが、その場合、世帯ごとの名寄せ作業や封入作業が発生するため、所要の人員費が生じるとともに、誤って別の世帯の入場券を封入してしまう人為的ミスが発生も考えられます。圧着はがきを使用し、世帯ごとに、1通で複数名分の入場券を送付する方法も考えられますが、その場合には、システムの改修や入場券様式の変更などに費用を要することとなります。

また、1枚のはがきよりさらに宣誓書が小さくなるため、高齢者にとっては一層記入しづらくなることが予想されます。このため、総合的観点から検討し、入場券につきましては、当面は現状のままとさせていただきたいと考えております。

なお、期日前投票所の宣誓書は、事前配布が妨げられるものではございません。必要な場合には、事前に選挙管理委員会までご連絡いただければ、個別に配付いたしますので、あらかじめご自宅でご記入の上、提出していただくことも可能です。

また、7月に予定されている参議院議員選挙に合わせ、広報紙やチラシにより、希望があれば宣誓書を事前に配付することもできる旨お知らせするとともに、宣誓書の各地区公民館への備えつけやホームページの掲載を行い、より一層選挙人の利便性に配慮してまいりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

以上で、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 5番 菅野意美子君。

○5番（菅野意美子君） 女性が活躍するまちづくりについてでございますが、これは計画書、推進計画をつくるということですので、また、ゆうゆうプランを川俣町は12年度につくられ、そのとおり実施されているということで、女性が結構活躍しているところは私も知っておりますけど、そういう中におきましても、政策決定の場にやっ

ぱり女性がいるということも大事じゃないかなと私は思います。平成11年、私が当選したときには、女性の方が執行部の中に1人おられました。それで、活躍している状況はわかるんですけど、大事な政策の決定場にも女性が登用されるということは考えておりますか。その点お伺いいたします。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 再質問に答弁をいたしたいと思います。

いわゆる町の職員で、指定管理職と言われる方々が皆さんの前に座っております。そういった方々のところに、女性職員を配置すべきだというご意見だと思います。私もそのように考えておまして、今後、こういう指定管理職に女性が登用されることを強く望みながら、適正な適材適所を基本とした配置をしていきたいという考えをしておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 5番 菅野意美子君。

○5番（菅野意美子君） そのように今後、検討よろしくお伺いいたします。

続きまして、子育て支援についてでございます。妊婦から出産、子育てまでの一貫してサポートする子育て世代包括支援センターの設置でございますけど、今は本当に子育ての仕方が変わってきまして、孤立ということがすごく考えられます。私もこの子育て、新しい制度の新事業計画の本をしっかりと、今回質問するということで、読んだんですけども、その中で、ちょっと感じたことを質問させていただきたいと思います。

それで、切れ目なく子育て支援をするということで、赤ちゃん事業、生まれたときには家庭訪問するんですね。でも、4歳、5歳のときには歯科検診だけで、体の健診はやってないんでしょうか。それっていうのも、今、障害児というか、そういうお子さんが結構いらっしゃいます。それで、障害児ってわかればいいんですけど、わかるまでにちょっと時間がかかっちゃうんです。だから、余り小さいときには、3歳ぐらいでは発見できないときもあるんです。なので、5歳になると結構成長が著しくなっていて、発達障害というか、そういうのが検査でわかるんですけど、なので、私も前に5歳児健診ってすごく重要なので、5歳児健診も必要でないのかっていうことを質問したことがあるんですけど、そういう5歳児健診で発達障害児の健診を考えているのかどうか、その点お伺いいたします。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。議員、確かにこのパンフレットの中には3歳児の健康診断予定が記入されておりますが、本町におきましては、ゼロ歳から保育園における保育を実施しております。また、幼稚園につきましては4歳児、5歳児の保育を実施しておるところであります。これが全て教育委員会といたしまして、管轄の中で4歳児健診、5歳児健診を実施し、子どもたちの健康に気を配りながら、成長を促しているところでもあります。

また、議員ご指摘のいわゆる障害を持った子ども等のケア、あるいは発見等につき

ましては、ゼロ歳から二、三歳健診の中で、これは保健センターが主として実施しておりますけれども、この中でどうも発達状況が思わしくない、あるいはどうも発達が遅滞しているというような事例がありました場合には、即、子ども支援課のほうに連絡がありまして、そのことをもとに就学指導審議会というのを年3回開きまして、適切な子どもの発育状況の確認と、障害を持った子どもに対する支援体制を整え、実施しているところでありますので、どうぞご理解をいただきたいと存じます。

○議長（斎藤博美君） 5番 菅野意美子君。

○5番（菅野意美子君） 幼稚園と保育園にほとんどの学校に上がる前に川俣町は行っておりますので、幼稚園、保育園で発見はできるということですので、その点は安心なんですけど、私、相談された方が、2歳のときに医大に行って障害児だと発見されたということだったんですね。それまで、親はなかなか、毎日暮らしている中では発見がしづらく、ちょっとおかしいな、おかしいなと思いながらも子育てに明け暮れてなかなか医者連れていかなかったってということで、2年のときにちょっと発達障害ですよって診断をいただいたということをおっしゃったので、意外と発見する段階が難しいのかなって私も思っていましたので、そういう健診、学校に上がる前の健診というのは物すごく重要なんだなと思ったんですね。今、川俣町、本当に出生率向上のためにあらゆる政策を考えてやっておりますので、私らも一生懸命子育てに関しては勉強して、いい政策を取り入れてもらえるように、私も皆さんの声を議会に届けてまいりたいと思います。

そういうことで、子育ての政策は切れ目なく、数限りなくたくさんありますけれど、あと女性の働き方ですか、やはり子育てしながら働ける環境、それも物すごく大事になっております。そういう中で、ハンドブックの話は先ほどお伺いしたんですけど、これ子育てのハンドブックなんですね。パンフレットって、町長の挨拶の中には書いてあったんですけど、ハンドブックらしくもう少し考えて、余りお金をかけずにわかりやすくしてもらえたら、私はみんな喜ぶのかなと思ったんです。これではちょっと薄くて見づらいな、そして字も物すごく細かく、何歳のときにはこういう支援がいただける、何歳のときはこういう健診だとか、そういうふうにかかれて持ち運びできるハンドブックになるといいなとは思っているんですけど、その点、教育長どのように考えておりますか。お伺いします。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 菅野意美子議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員ただいまご指摘のとおり、私もこれ見て、ハンドブックとしては、よく見ればわかりますけれども、もうちょっと精査が必要だということは担当のほうに指示を出しております。また、本町の子育て支援の充実のために、昨年4月につくったんですけど、先ほど意美子議員さんからもお話がありましたように、ゼロ歳児からのいわゆる出生祝い金の補助であるとか、あるいは学校給食の議会の議決でいただければ、給食の費用の軽減の問題もありますので、もうちょっと見やすいハンドブックにいたしてまいる考えでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（斎藤博美君） 5番 菅野意美子君。

○5番（菅野意美子君） ありがとうございます。

○議長（斎藤博美君） 質問は簡潔にお願いします。

○5番（菅野意美子君） 期日前投票についてなんですけど、宣誓書つきということができないということで、でも希望があれば宣誓書をもらえるということですか。そういう項目がありましたので、そういうお答えで少し前に進んだかなど。私も皆さんから、本当に川俣町はなぜそういう方法ができないのかと、そういう声をいっぱいいただいておりますので、今度は本宮市も期日前の投票、宣誓書つきに郡山もなったんです。だから、市町村で実施しておりますので、ぜひ川俣町もこの期日前の入場券に宣誓書をつけて、やりやすい投票所にしていただきたいと思います。宣誓書つき希望の方には送るということで、その点はよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時とします。

（午前11時59分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 1番議員 高橋清美君の登壇を求めます。

高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 1番 高橋清美でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、先日の火災で亡くなりました2名の方のご冥福をお祈り申し上げます。また、川俣町長においては、ただいま入院加療中でありリハビリ中であるということで、一日も早い復帰を願っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目、西部工業団地の企業誘致はについてでございます。昨年12月定例議会におきましても質問しておりますが、その後の企業誘致の進捗状況はどうなっているのか。3カ月の間に、議会にも報告もなく、誘致は行っているのか。町での雇用の場として早い時期の誘致が大切と思うが、町としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目、県立川俣高等学校についてであります。先日、県立高入試のⅡ期選抜最終志願者数が発表になりましたが、志願者数が1万186人となり、前年より184人減少し、現行の入試制度となった平成15年以降、最も少なくなったと報道がありました。川俣町においても例外ではなく、少子化が進み、川高においても、ことし普通科が1クラス減少しているにもかかわらず、今回募集の人数が少なかったということになっております。

このことについて、町としては今までどのような対応をしてきたかお伺いいたしま

す。

以上、私の質問とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 当局の答弁を求めます。

町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 1番 高橋清美議員のご質問にお答えいたします。

初めに、西部工業団地の企業誘致は、12月定例議会後の企業誘致の進捗状況はどうなっているのか。雇用をつくり出すのは大切と思うがについてのご質問でございますが、12月議会定例会後の主な企業誘致活動につきましては、先月12日、東京帝国ホテルで開催された県主催の企業立地セミナーにおいて、関東圏の約114の企業に対し、パンフレット配布や名刺交換により、西部工業団地のPR活動を行ってまいりました。また、今月1日からは、西部工業団地のホームページを開設し、インターネットを通じた情報発信を開始しております。

現在のところ、進出企業は決定しておりませんが、町といたしましては、震災からの復興や地域創生に向け、雇用の場を確保し産業の振興を図るため、製造関連を初め、新たに土地を求め進出を計画されている企業や、規模拡大を計画している企業の方々に、立地を支援する補助事業や税制優遇措置などの制度を積極的にご活用いただき、当町へ立地していただくよう誘致への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらに、すぐれた交通アクセス、安価な賃貸価格、強固な地盤と広大な用地、及び充実した支援制度の4点をセールスポイントとして誘致を進めるとともに、引き続き、ホームページや広報紙への掲載による広報宣伝に加え、県内外で開催される企業誘致説明会へ積極的に参加するほか、町内企業やこれまで問い合わせ等をいただいた企業へのさらなる誘致活動を行うなど、国や県と一層の情報交換・連携強化を図りながら、これまで以上に誘致対策を強化し、取り組んでまいる考えであります。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、2点目の県立川俣高等学校についての、県立高校入試のⅡ期選抜最終志願者数が発表されたが、これまで町はどのような対応をしてきたかについてのご質問にご答弁を申し上げます。

議員既にご承知のとおり、県立高等学校のⅡ期選抜志願状況につきましては、去る2月20日に出願を締め切り、翌日の2月21日に県教育委員会が志願状況を公表いたしましたところであります。

本町におきまして唯一の県立高校であります川俣高等学校の出願状況は、普通科定員33名に対して志願者20人、機械科36人に対し13人と募集定数を割っている状況にあります。しかしながら、既にⅠ期選抜試験の合格者が内定しておりますので、これと合わせ、平成28年度の入学者数は、最終的には本年度と同等またはやや増加するのではないかと考えております。

議員ご質問の、これまでの町の対応についてであります。ご承知のとおり川俣高等学校は県立高校でありますので、川俣町及び町教育委員会が入学者の募集定員や学

級編制等に関して、直接かかわる権限はございませんが、これまでも川俣高等学校が地元の高校として充実・発展するよう、さまざまな学校間交流や援助活動、地元企業との交流促進を行ってきたところであり、さらに、町長が先頭に立ち、県に対し、中学生が意欲を持って進学したいと思える特色ある学校づくりを行うよう訴えてまいったところでもあります。

今後とも、町内の小・中学校と川俣高等学校との交流事業等を積極的に行い、地元の高等学校に対する児童生徒の関心を高めることに努め、川俣高等学校への志願者増につながるよう積極的な支援を継続してまいります。

また、町とともに、県や県教育委員会に対し、特色ある教育の推進により卓越した能力や技能の伸長を図るなど、児童生徒にとって魅力ある学校づくりに努めるよう、求めてまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で、先月の12日の企業セミナーで企業誘致を行ってきたということの答弁ありましたが、その140の企業は、何か成果というか感触はあったかどうかお伺いいたします。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご質問にご答弁いたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、企業立地セミナーにおきまして、パンフレットの配布並びに名刺交換等を行ってまいりました。で、感触ということですが、この企業立地セミナーにおきましては、各市町村、30ブース以上の出展がありまして、おのおのPR活動を行っているところでもあります。今回初めての参加でありまして、PR活動につきましては、答弁申し上げたとおり、パンフレット配布並びに名刺交換を行いまして、顔つなぎを行ってきたというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） それ以外の企業誘致の参加は行っていますか。それ以外。

○議長（斎藤博美君） 誘致活動、それ以外。

産業課長。それ以外。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

それ以外の誘致活動というご質問でございますが、12月からは企業立地セミナーの参加のみでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） インターネットを通じた情報の発信を行ったと。まあ、今月ということでまだ日は浅いんですが、何かの感触というか問い合わせ等がありましたか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

インターネットの件でございますが、今月1日から情報発信を行ったところでございます。具体的な問い合わせとかというのは、現在のところはまだございません。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 国と県との情報交換、連携強化を図るということで、12月にも答弁はいただきましたが、その後、県との情報交換は行っていますか。行っていれば、内容についてお願いしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

12月からの国・県との情報交換等でございますが、先ほども申し上げましたとおり、12月以降につきましては、県主催の企業立地セミナー、こちらのほうに参加させていただいているということでもあります。で、そのほか情報交換等につきましては、国・県のほうでは西部工業団地の調整関係は知っておりますので、何かあったら連絡等はいただくような形にはしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 12月にも話をしましたが、工業団地のガイドブック、議会のほうでも全員協議会で訂正してつくるという話をしていますが、その後、訂正をしたのかどうか。で、もし直っているのであれば、なぜ議会のほうにそれを配付等しないのか、お願いしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

西部工業団地のガイドブックの件でございますが、こちらは以前全員協議会のほうでお配りして、訂正箇所が出てまいりました。そちらにつきましては、新たに作り直しでございます。また、議員皆様にはまだお配りはしてございませんので、今後配付をしたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 町は本気になって企業誘致を進めるのであれば、まあ、12月も話はしたんですが、企業誘致の担当の係をつくって専門的にやっていかないと、一番今の時期が大切かと思うんですが、町として産業課のほうに企業誘致の係を設ける気はございませんか。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 新たに課を設けて体制の強化を図るべきとのお質しでございますが、西部工業団地の造成関連のため、町では、平成26年度以降、職員1名の増員、そして復興推進専門員の1名の配置、合計2名の体制強化に取り組んでいるところでございます。現時点では、まずは現体制で企業誘致に取り組み、今後必要

性を見きわめながら、新たな課の設置等について慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、新たな係の設置について慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） その答弁はこの前も聞いたんで、本当にやる気があるのかどうか。まあ、やる気が本当にあれば、その1名、専門の1名じゃなくて、その係としてのふやしたということであれば、そうじゃなくて、本当の本気でやる気であれば、係を設けて1人、2人置くことによって、町の姿勢も問われると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 新たな課の設置につきましては、先ほど答弁をいたしました。町としては、企業誘致、地域創生戦略にも上げておりますとおり、大変重要な課題と考えております。

ただ、現時点では、現体制でもって企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 現在の体制ではできないと思って、今質問しているわけでありますので、その辺、もう少し検討をお願いしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 議員のお質しを踏まえまして、今後検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 何となく造成が終わって、町としては安心しているんじゃないかと思うんですよね。今まで国のほうにいろいろこうお願いをして、やっと交付金とかもらってできたと。あとはまあ成り行きに任せるんじゃないかというふうにとれますが、どうでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

私も、まあこれから、まあまあ、本当の誘致活動になっていくのかなというふうに考えてございます。平成28年度、来年度の予算になりますけども、可決いただきましたときには、内容的には企業誘致活動支援の委託料の予算措置をさせていただいたところでございます。そちらを十分に活用しまして、これからの企業誘致に進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 1月号の広報には西部工業団地の記事が載っていましたが、2月号にはありません。3月号については一般公開の記事だけで、企業誘致については一切

ないんですね。で、企業誘致の広報にはなぜ出さないのかお伺いしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

確かに、1月号の広報紙には、町の事業として西部工業団地の概要等を掲載してございます。また3月号には一般公開ということで記事を載せてございます。誘致に係る記事がないということですが、こちらにつきましては、今後広報紙のほうにも掲載という形で考えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 町民の方も工業団地ができることによって、雇用の場が広がるというふうにみんな思っています。鶴沢の方も当然思っていますし、川俣町の方、近隣町村の方もそういうことを思っていますので、本当に本気でやるのであれば、毎月広報に出すように考えられませんか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

広報紙のほうに毎月というお質しでございますが、そちらにつきましては、検討させていただきますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 一般公開することが、24日午後からと書いてありましたが、その周知方法は広報だけなのか、それとも行政区長または自治会等には連絡し、集まってもらう考えはありますか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

議員お質しのとおり、自治会、あとはまたは行政区等ですか、そちらのほうにも周知はしていきたい、案内はしていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 復興支援アドバイザーである近畿大学があると思いますが、近畿大学には研究施設というようなことで、企業誘致はしたことはありますか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

近畿大のほうに企業誘致というお質しでございますが、近畿大のほうには、直接誘致ということでの話はしたことはございません。ただ、近畿大も川俣町に結構来町されておりますので、西部工業団地を造成していることは当然ご存じということで考えておりますので、町のほうから直接近畿大のほうに誘致したということとはございません。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 近畿大学は全ての学科を持っていると聞いておりますので、その辺、早くやっていただきたいと思います。

もう一つであります、東京電力のほうにも働きをかけて、そういう施設の整備をしてもらおうという考えはございますか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 答弁いたします。

議員お質しの近畿大のほうには、お話等はしていきたいと考えております。

また、東京電力のほうにつきましては、ちょっと今までは考えはなかったものから、そういったことも今後検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 答弁の中にすぐれた交通アクセスというふうにあります、高速から30分もかかるということで、すぐれた交通アクセスではないのではないかと思うんですが。あと、安価な賃貸価格ということもありますが、そういうのを無料にするとか、そういう考えは起きなかったんでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

まず1点目、すぐれた交通アクセス、こちらは議員おっしゃるとおりかと存じます。首都圏からは若干遠いというのは、認識はしてございます。

あと、賃貸価格につきまして無料にできないかというお質しでございますが、こちらにつきましては、交付金を使っている以上、維持管理費は最低限必要でございます。その維持管理費分につきましては、賃貸としていただくつもりでの考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） では、県立高等学校についてであります、私の母校でもあります。町長は同窓会の会長、議長は同窓会の川俣支部長ということで、皆様心配していると思いますが、今までは、私の時期ですが8クラスありました。あと、定時制が1クラスありまして、飯野町、東和町、月舘町、飯舘村、それから霊山、梁川と、福島市の立子山から通っておりまして、8クラス、プラス定時制が1クラスありました。そういった他町村への働きかけというか、町としてですよ、そういう働きかけは今まででしたことがございますか。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 答弁をさせていただきます。

川俣高校は、議員おっしゃるとおり、昭和60年、このときに8クラス、プラス定時制、まあ9クラスあったところでございます。普通科が4学級、機械科が2学級、繊維工学科が1学級、電子科が1学級、これがピークでございました。その後、少子化や社会情勢等の変化を背景に再編が行われ、平成26年には普通科が2学級、機械

科が1学級、生徒数は全体で200人の状況でございました。そして、少子化に伴う生徒数の減少を要因といたしまして、平成27年度、今年度からは、定数が、普通科が1学級、機械科が1学級とされまして、全体で183名の生徒数ということを知っております。

川俣高校の卒業生には、これまで地元川俣町を初め地域社会、産業界に多くの人材を輩出しておりまして、川俣町の発展をしっかりと支えていただいております。また、町におきましても、川俣高校生の研究発表を通じて、地元の企業との交流を促進するなど、支援に取り組んできたところでございます。そのため、町長みずから、学級数を削減しないよう、そして受験生が意欲を持って進学したいと思える特色ある学校、学校づくりを行うよう、これまで県知事に直接繰り返し強く要望してきたところではございます。

震災からの復興に必要な、また未来の川俣町を担う優秀な人材の育成に当たっては、地元川俣高校、これが一番ふさわしいと考えておりまして、県または県教育委員会に対しましては、特色ある教育の推進により卓越した能力や技能の伸長を図るなど、魅力ある高校として大きく発展するよう、引き続き強く要望していきたいと考えております。

他市町村への直接の働きかけというものにつきましては、今後検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 今後検討するのはいいんですが、今まで何かやってきたのかという質問なんで、その辺答弁をお願いいたします。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

ただいま副町長より、昭和60年をピークに生徒数の減少があった経緯は、ただいま副議長からお話があったとおりでありますけれども、全てが事故、いわゆる平成23年の3月11日が一つの要因となりますけれども、それ以前につきましては、町教育委員会といたしましては、浪江町のいわゆる津島の中学校、あるいは当時統廃合前の東和町教育委員会、それから伊達の保原町の教育委員会、福島市教育委員会、これらの教育委員会に対しまして、この川俣高等学校の特色等をお知らせ申し上げて、ぜひ受験生を送っていただきたい旨の活動を継続してまいったところであります。残念ながら、この事故によりまして、飯舘村は福島の明成高校、あるいは浪江町の津島分校は二本松のほうに移すなど、もう惨たんたる状況になりまして、このように、現在のところは、PRは実施できない状況になっております。

しかしながら、校長等に対しましては、川高に在学している学校の校長に対しましては、卒業式等にはぜひ参加願いたいということでお願いをし、去る3月1日には、その飯舘あるいは福島市の校長に参加をいただいたと、このような状況であります。

今後とも、この震災の状況が落ちつくのを見ながら、町教育委員会としてもPRに

努めていきたいと、このように考えております。

○議長（斎藤博美君） ちょっとお待ちください。

今、答弁者の答えの中に、答弁の中に、副議長とありましたが、あれは副町長と訂正していいですか。はい。そのようにします。はい。続けて。

1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） 答弁の中に、さまざまな学校間交流や援助活動を行うということが書いてあります。それで、今までは、マテリアル交流会と機械科が交流していたことは聞いていますが、そのほか、生徒に対して関心を高めるような交流はそのほか行っておりますか。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

昨年の暮れでありましたが、12月の定例の町議会におきまして、遠藤宗弘議員からもご質問がありました。その際にお答え申し上げますけれども、改めまして、町の教育委員会の取り組み等についてお話を申し上げたいと存じます。

教育委員会といたしましては、川俣高等学校が地元の高校であるということで、できるだけこの川高に関心をもって、そして川高との交流を深めたいということで、3年前から小学生からの、小学生高学年でありますけれども、川俣高校の機械科実習見学というのを一つ実施しております。これ、大変好評でございます。スクールバスで来て、見学をして懇談会をして帰るという事業でございます。

また、小中のほか中学校と高校の交流でございますが、これはサマースクールと称しまして、いわゆる川俣中学校、山木屋中学校の3年生の補習授業、これを夏休みに2週間ほど実施しておりますけれども、この際に川高の数学の教員と英語の教員を講師として招いて、授業をしていただいているというのがございます。

また、秋のかえで祭でございますが、これには中学校の吹奏楽の生徒がステージに立って交流するなど、多彩な交流を進めているところでございます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） これで質問を終わります。ありがとうございました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 10 番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。

遠藤宗弘君。

○10 番（遠藤宗弘君） 10 番議員の遠藤宗弘でございます。私は、日本共産党や日本共産党後援会に寄せられた声の中から、3点について当局の考え方を質したいと思います。

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から5年がたとうとしています。原発によって、川俣町民の暮らしは言葉では言いあらわせないほどの苦労をさせられたというのが現状だろうと思います。いまだ何も回復していません。若者が町から避難し、人口が減少している。この責任を誰がとるのか。東京電力も国も、原発事故を起こした責任をとろうとしておりません。今になって、東京電力は、炉心溶融、いわゆるメ

ルトダウンと判断するマニュアルがあったにもかかわらず、公表しなかった。まさに東京電力の隠蔽体質がますます明らかになってきているのではないのでしょうか。

福島県は、東京電力の原発は要らないと言っているにもかかわらず、いまだに東京電力は第二原発を廃炉にするということは、明らかにしておりません。福島県民をこれ以上苦しめようとしているのかと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

また、一方、政府機関である安倍首相も、この東京電力の廃炉については、明確な指示も出さずに、東京電力任せにしておくという無責任な態度をとっています。まあ、安倍首相の今の行動を見れば、まさにそうだと思いますが、安倍首相は憲法条文そのものを変えようとする憲法9条を敵視する発言など、まさに憲法99条が首相を初め、閣僚、国会議員、裁判官、その他の公務員に対して、憲法遵守をする、また憲法を擁護する義務を課していることすら踏みにじっている。まさに政治家としての失格をあらわにしているのではないかと、私は言わざるを得ないわけであります。まさに、立憲主義を踏みにじる。これが今の政治の姿ではないかと思えます。

このような無責任な安倍政権に対して、町民の暮らしを守るために、町として、憲法13条を高く掲げて、地方自治体としての質を強めていく必要があるのではないかと考えます。

このままでは、福島は切り捨てられてしまう心配が高まっています。精神的賠償を打ち切るということをどんどん進めようとしているわけですから。まあ、今の政治を見ていると、まさに無責任そのものだということが、ますます明らかになっています。オリンピックスタジアムの聖火台を忘れて、建設を進めている。こういうこと一つをとっても、町自体が強く政府や東電に要請しなければ、町民の暮らしはますます追い詰められていってしまうということが、明らかではないのかと感じる次第でございます。

質問の第1点、東京電力の賠償は幾ら入ったのかという問題であります。最近町もこの東電からの賠償の問題については、何ら口に、議会にも報告がなされていないようですので、お尋ねしたいと思います。

5年にもなりますが、町が賠償を求めたのは何と何を幾ら求めているのか。当町として、全町民が被災者だということで、1人1万円の義捐金を出したが、このお金は当然、東京電力の原発事故がなければ出さなくて済んだお金でありますから、これは、東京電力にきちんと賠償させるというのが当たり前なのではないかと思えますが、これらについての、町はどのようなふうな対応をなさっているのかをお尋ねしたいと思います。

原発事故がなければ発生しなかった町の支出、いわゆる川俣町全部が東京電力の事故によって放射能で汚染されたわけですから、それにかかった全ての金額を東京電力に賠償させる。それが、今、町が進めなければならない問題ではないかと思えます。

我々川俣の人間は、東京電力に何の害も与えないで暮らしてきたにもかかわらず、これだけの苦勞をしている。しかし、賠償は東京電力が勝手に打ち切ろうとしてくる。しかも、東京電力はこれら福島県民10万人以上もの人を避難させておきながら、黒

字経営だとして、のうのうとしている。こんな姿勢を許しておくわけにはいかないのではないかと思うわけであります。

加害者である国や東電の一方的な判断で賠償が決められるなどというのは、いまだかつて聞いたことがありません。町はもっと毅然とした姿勢を保って、東京電力が出さないのなら、裁判でも何でもやって必要な要請をすると、要求をするというきちんとした姿勢に立たれることを求めて、当局の考えを質したいと思う次第であります。

二つ目の問題は、まさに現実的な問題であります。公民館にエレベーターの設置を求めるということです。公民館を役場が占拠して、5年になります。役場庁舎もようやく姿が見える見込みが出てきたようです。当然のことですが、町民が自由に使えるように公民館は改修すべきだと思います。ところが、高齢化が進んで5年前には元気で3階に上ってこれた人でも、階段で上ってくるのが大変になってきています。今、川俣町の団体の中で一番元気に活躍しているのは、老人会ではないかと思います。この老人会の人たちが自由に3階まで上れるような公民館を提供するというのは、当然のことではないかと思います。そのためにも、この公民館にエレベーターをきちんと設置するという考えはあるかどうか。

一般的に町が考えるのは、この公民館の中に設置するのは難しいんだということを必ず言います。しかし、エレベーターの棟をつくれればいいわけです。公民館に関係ない外側にエレベーター棟をつくり、そこから廊下でつなぐということをするれば、何ら耐震とか何か構造的に無理だとかなんかと、そういう理屈はつけなくても、実現は可能なのだというふうに私は考えますので、それらも含めて当局の考え方を質したいと思います。

三つ目の問題は、「絹蔵」をどうするかという問題であります。で、この絹蔵の問題については、平成26年度の決算審査特別委員会の報告で、株式会社まちづくり川俣の運営のあり方、支援等について、早急に検討すべきであるということを決算審査特別委員会の決議の中で、町当局にきちんと求めていたわけですが、まあ、その決算審査特別委員会の報告を町当局はどのように受けとめ、どのように検討なされてきたのか、このことについて質しておきたいと思います。

町民から請願が出されて、慌てて予算化するみたいなつけ焼き刃の行政をやっていたのでは、どうにもならないと思います。議会としてきちんと指摘したことが何ら取り組まれていないことがこのような原因になるんだろうと思いますので、これらの件について町当局の詳細な報告を求めたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（斎藤博美君） 当局の答弁を求めます。

町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 10番 遠藤宗弘議員のご質問にお答えいたします。

初めに、東電からの賠償金は幾ら入っているのかの、町が賠償を求めたのは何を幾ら求めているのか。全町民に1人1万円の義捐金を支出したが、賠償として入ってきたのか。また、原発事故がなければ発生しなかった支出は総額幾らか。その中で幾ら

請求して幾ら入ってきているのか。加害者である国や東電の一方的な判断に従って
ては町民の利益は守れないと考えるが、当局の考えはについてのご質問でございま
すが、まず、町が賠償を求めたのは何を幾ら求めているのかにつきましては、町では、
平成28年1月末現在で9億1,176万7,000円を東電に賠償請求しております。
その主な内訳といたしましては、農家の皆さんに農地へのゼオライト散布をお願いし
た吸収抑制対策業務委託費用が4億6,033万8,000円、山木屋地区を除く全町
民に対するお見舞金の支給が1億4,585万円、固定資産税減収分として9,000
万9,000円、また、原子力災害対策課等職員の人件費として8,925万7,00
0円、そして、水道事業関係で743万5,000円などとなっております。

次に、全町民に1人1万円の義捐金を支出したが、賠償として入ってきたのかにつ
きましては、今ほど答弁したとおり、1億4,585万円を平成26年12月に賠償
請求しておりますが、現在まで回答はございません。

また、原発事故がなければ発生しなかった支出は総額で幾らかにつきましては、先
に答弁しました9億1,176万7,000円と同額と認識しております。その中で、
農地へのゼオライト散布委託費用4億6,033万8,000円及び水道事業関係の5
72万8,000円については、東電から賠償支払いを受けているところでございま
す。

次に、加害者である国や東電の一方的な判断に従ってては町民の利益は守れない
と考えるが、当局の考えはにつきましては、引き続き賠償請求を行っている県内市町
村53団体との情報共有を行うとともに、繰り返し、粘り強く、賠償請求額の全額支
払いを求め、東京電力との交渉を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜
りますようお願いいたします。

次に、3点目、「絹蔵」をどうするのかの、平成26年度決算審査特別委員会の報
告で、株式会社まちづくり川俣の運営のあり方、支援策等について早急に検討すべ
きであると指摘しているが当局は具体化したのかのご質問でございしますが、町では、株
式会社まちづくり川俣に対し、わいわいクラブに関連する放課後児童保育事業の業務
を委託するとともに、まちづくり活動推進のためのTMO推進事業補助金を交付して
おり、事業が適切に執行されているかの確認に加え、必要に応じ指導を行っている
ところであります。

絹蔵につきましては、TMO推進事業として、まちづくり川俣が平成16年9月か
ら運営を開始しており、地域の高齢者等の交流促進、商店街利用者へのサービス提供、
イベント等の開催による中心市街地のにぎわい創出など、中心市街地の活性化に一定
の成果が認められるところであります。

しかしながら、絹蔵の運営は多額の赤字を計上しており、まちづくり川俣本体の決
算にも大きな影響を与えていることから、提供しているサービス内容の見直し、運営
経費の削減など運営改善が課題と認識しております。

絹蔵は、子供から高齢者まで気軽にくつろぐことができる施設であり、地域の集会
所的な役割も担っていることから、町としては、コミュニティ施設としての機能を維

持することは重要と考えており、この機能を維持するため、一定の支援は必要と考えております。このことから、具体的な支援策として、平成28年度では当初予算にTMO推進事業補助金を平成27年度との比較で倍額の360万円を計上させていただいたところであります。

なお、平成28年度の絹蔵運営につきましては、継続する意向をまちづくり川俣に確認しておりますが、町といたしましては、まちづくり川俣の自主性は重んじつつも、単なる絹蔵運営の赤字補填とならないよう、課題となっている運営改善も求めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 10番 遠藤宗弘議員のご質問にご答弁を申し上げます。

2点目の公民館にエレベーターの設置を求めるの、役場庁舎もようやく完成する見込みが出てきて、公民館を町民が自由に使えるようにすべきと考えるが。また、今一番川俣町で活動しているのが老人会だと思います。この人たちが平気で利用できる公民館とするためエレベーターの設置が必要と考えるがについてのご質問でございますが、中央公民館は、町民の生涯学習の中心的施設として、多くの皆様にご利用いただいているところであります。しかしながら、東日本大震災により、役場庁舎機能の多くが中央公民館に集中していることから、公民館利用につきましては、町民の皆様に大変ご不便をおかけいたしているところでございます。

議員お質しの中央公民館へのエレベーター設置についてであります。ご承知のとおり、中央公民館は昭和56年の3月に建設された建物でございます。議員も記憶に新しいことと存じますが、平成7年の1月に発生いたしました阪神・淡路大震災によりまして、被災地の高速道路を初め多くの家屋が倒壊するという、未曾有の災害がございました。これを受け、国は建築物の耐震改修の促進に関する法律を制定し、公共施設等の耐震診断を実施するよう義務づけたところであります。

教育委員会といたしましても、法に従い、平成21年8月に中央公民館の耐震診断を実施いたしました。その結果、耐震補強工事が必要との診断を受けましたが、ご承知のとおり、平成23年3月に発生いたしました震災によりまして、役場機能を中央公民館に移した関係上、やむなく現在に至っている状況でございます。

したがいまして、議員ご質問のエレベーターの設置につきましては、中央公民館の耐震工事とあわせて行うことが適当と考えますので、今後、計画的な施設の整備充実の観点から、設置が可能かどうかも含め、鋭意検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁といたします。

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） ここで休憩いたします。

再開は2時10分です。 (午後1時57分)

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。 （午後2時10分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 再質問させていただきたいと思うんですが、この東京電力に対する賠償の請求なんですけど、当局で言っているものからいけば、まだ賠償されているのは4億6,000万ぐらい。で、9億1,100万の請求に対して4億6,000万ぐらいの賠償きり入っていないということなんですけど。なぜこのようなことになっているのか、町としては請求したものが入ってこないでいるわけですが、それはどういう処置をしてこのような状態になっているのかを聞きたいと思えます。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） お答えをさせていただきます。

まず1点目、5割を超える支払いではございますが、9億請求に対して4億6,000万円にとどまっている理由。そしてもう一つが、町としてそれに対してどう対応していくかの2点というふうに考えております。

まず1点目であります。新聞報道を見ますと、県内57市町村請求をしております。支払いは全体で14.4%ということで、それに比べますと川俣では支払いの割合というのは多いというふうに考えております。

ただ、東電では、企業会計の部分、学校給食などの放射性物質検査、または避難区域からの移転費の一部には応じていると聞いておりますが、請求額の大半を占めております固定資産税などの税の減収分、または原発事故の職員の人件費等につきまして、中間指針などを踏まえまして、必要かつ合理的な範囲を賠償していると主張しております。

また、税の減収分、川俣町でもかなりの金額を請求しているところでございますが、こちらにつきましては、各市町村一律の算定基準を検討していると説明がありまして、支払いは実現していないという状況でございます。

この支払いが進まない原因をよくよく考えてみますと、実は中間指針に問題があるのかなと考えております。中間指針では、自治体も賠償を受けられると規定しておりますが、その範囲については、住民の放射線被ばくの不安や恐怖を緩和するための必要かつ合理的な検査などに係る費用とするもので、非常に表現が曖昧でございます。

という状況から、私ども町といたしましては、まずは自治体賠償のこういった範囲につきまして、その枠組みですね、請求の枠組みについて早急に定める必要があると考えております。

2点目であります。これまでの町の取り組みでございます。町では、平成24年の11月を皮切りに、東京電力と直接協議を進めております。回数では、担当者レベルで12回ほど協議を進めております。

また、自治体賠償に係る要望につきましては、平成26年の5月、また6月に経産大臣に、9月には復興大臣に。また27年、昨年10月、11月には、東京電力の廣瀬社長に対しまして、さらには、同じく去年の12月であります。原子力損害賠

償紛争審査会の現地視察がありましたが、その際には、能見会長自身へ町が住民の安全・安心を守るために行っている事業等に対する費用は、因果関係が明らかでありますので、最後まで確実に賠償するようにと求めたところでございます。

現時点での支払い、東電からの支払いは5割を超えた状況にとどまっておりますが、町といたしましては、引き続き粘り強く東京電力と直接交渉を続けて、完全な賠償を求めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） まあ、結局東京電力というのは全くずるい会社だということだけは、もう明確ですよ。これだけの被害を県民に与えておきながら、まあ、言ってみれば想定外だと。あんな津波が来るとは思えなかったから、想定していなかったから責任は負えないんだということで逃げ回っているわけですよ。

しかし、この想定外ということについても、自分たちでこの津波を想定しておいたにもかかわらず、費用がかかるからといって、この対策をとらないできたこともまた明らかなんですよ。こういう会社ですから、全くまともな交渉をしたってらちが明かないのは当然だと思うんですね。

だけでも、このままでいったのでは、5年間たっても、結局4億6,000万。9億はもう請求して4億6,000万にとどまっているということだと。何らかの手だてを打たざるを得ないんじゃないですか。ただ、考え方としては、国にお願いする、東電にお願いするではね、加害者ですからね、相手はね。一切出たくないの当たり前なんです。だから、被害者がそんな穏やかな請求だけしていたのでは、到底らちは明かないと思うんですね。世の中にはほとんどないわけでしょう。損害賠償を加害者のほうで額を決めていくなんていうやり方は。だから、そういう世の中に通じないような解決の仕方をやろうとしてもどうにもならないんだと思うんですよ。

だから、必要とあらば、しかるべきやっぱり訴訟でも何でもやって、きちんと責任を追及すると同時に賠償をちゃんと勝ち取るという、こういう姿勢に出ないと、東電も国もずるずるずるずると逃げの一手で終わってしまうんじゃないかと思うんですね。だから、その辺もう、きちんとした対応をとる考えがあるのかどうなのか、その辺を再度聞きたいと思う。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 答弁を申し上げます。

何らかの手だてが必要じゃないかというお質しでございますが、先ほど申し上げましたが、中間指針、これをもとに東京電力は賠償しているところでございますが、中間指針が自治体賠償に関する部分について、非常に表現が曖昧になっているというのが現状でございます。このため、例えば自治体におけますADR申し立て、または裁判についても中間指針が曖昧であることから、本当に効果があるのか、または準備作業に長い時間がかかってしまう。で、ADRの申し立てをした場合、直接の交渉が閉ざされてしまうんじゃないかということで、ADR申し立て、または裁判、訴訟が有

効かどうか見きわめる必要があるとも言われているところでございます。

かといっても、我々9億円請求している中で、まだ半分にその支払いはとどまっているところでございますので、町といたしましては、まずは引き続き東京電力との膝を詰めた直接の交渉を行いながら、その一方で、自治体賠償の範囲と枠組みにつきまして早急に定めるよう、県や市町村、また県原子力損害対策協議会と連携をいたしまして、国、東電に求めていきたいと考えております。

その一方で、ADR、また訴訟につきましては、引き続き検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） まあ、この問題について1点だけ確認をとっておきたいと思うんですが。そうすると、町としては、この東京電力に請求している9億円の損害賠償については、これは確実に取るまで頑張るんだという姿勢で進むということで、確認していいんですね。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理人。

○町長職務代理人（伊藤智樹君） 答弁を申し上げます。

請求したものについては、全て賠償させるというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） そうすると、町としては請求したものは全て取る覚悟で最後まで頑張るんだと言っているわけですが、もう一つ、住民が請求しているものがあるんですね。例えば小綱木地区なんかは全戸ぐるみで東京電力に精神的賠償を請求していると。あとは、そのほかのそれぞれのグループというか、賠償を求める裁判などが今行われているんですが、こういうところに対する町としての支援はどういうふうに考えておられますか。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理人。

○町長職務代理人（伊藤智樹君） まあ、住民の方がみずからADR申し立てを行っているケースに対する町の考え方でございますが、町といたしましては、ADRによる和解仲介に示された内容、これは多くの被害者に共通する場合には、同様の損害を受けた全ての被害者が等しく賠償されるべきであり、共通する一律の賠償については、紛争審査会におきまして、賠償の範囲を具体的かつ明確に、指針により示されるべきと認識をしております。共通するものは、指針に明記して全ての損害、同様の損害をこうむった方が、一律に賠償を受けるべきと考えております。そして、被害の実態に見合った賠償が公平かつ確実、迅速になされ、被害者のお一人お一人が一日も早く生活、事業を再建することが必要であると考えておりまして、これまでも繰り返し、国や東電に対して、賠償の完全実施を求め、被害者の視点に立った親身迅速な賠償等を求めてきたところでございます。

これらのことから、ADRを申し立てている方、または損害をこうむった方に対し

ましては、関係機関とも連携をしながら、相談等の業務、相談受け付けなどの業務に、支援に今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 損害をこうむったという言い方は正しくないと思うんですね。

これ、精神的損害は全ての町民がこうむっているんですよ。ただ、具体的な行動に起こしたか起こしていないかの違いだけであって、東京電力が振りまいた放射線物質は全てくまなく川俣に降り注がれて、その結果、家族がばらばらになったり、自主避難したりということがたくさんあるわけですから、その中で、声を上げたか上げないかで、損害をこうむったかこうむっていないかという判断は、この原発事故を見る場合には正しくないんだと思うんですよ。

そういう点では、この町民全体に対する損害賠償については、もっと積極的な町としての姿勢を示していただきたいと、私は思っているところであります。

まあ、時間もあれですから、次に移りますが。

で、二つ目の公民館にエレベーターの設置を求めるという問題ですが、これは、今初めての問題ではないんですよ。エレベーターはぜひつけてもらいたいという町民の圧倒的多数の声が出されているのは明らかなんですよ。ましてや、今度新しくできるであろう、まあ、できるんだろーと思いますが、できるであろう役場庁舎にはエレベーターがつくと、したらば、何で公民館にはないんだという声が出てくるのは当たり前なんですよ。

そして、ましてや、高齢化がどんどん進んできている。で、バリアフリーだ何だと騒いでいるこういう中で、みんなが使う公民館、交流の場が階段3階まで上がらんには人は待てませんよみたいなことになっちゃったんでは、これはしょうがないので、これは、まあどんなことをしてもきちんとやっぱり、誰でも自由に上がれる公民館として設置することが必要なんだろうと思うんで、それらの問題について、ぜひ教育委員会としては実施する方向で検討していただけるのかどうか。

まあ、せっかく委員長さんおいでになっているので、教育委員会としての決意もお聞きしたいと思うんですが。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 10番 遠藤宗弘議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員、くしくも先ほどお話しされましたように、震災以降、私もお老人の方が2階の図書室につえをついて、そして難儀されながら上って行く姿を見て、おばちゃん大丈夫と声をかけたこと何度かございます。気丈夫に、読書が好きだということでおいでになられる。そのほかに、将棋、囲碁と、たくさんの年配者の方々が中央公民館を利用しております。

これは、震災前から、教育委員会に対しましても、エレベーターの設置についての要望はあったところであります。で、そういうことを勘案し、当時から検討はしてまいりましたが、役場庁舎の完成が確定となってまいりますので、教育委員会といたし

まして、財政当局また町長等に設置について協議しながら、早期に実現できるように努力してまいりたいと、このように考えております。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） ぜひ、実現を図られるようお願いしておきたいと思うんです。

あと、この絹蔵の問題なんですが、これは、まあ言ってみれば、このまちづくり川俣に対しては、今、わいわいクラブは、これは委託事業ですから、これは赤字になんかなるわけではないですよ。なっているかどうかわかりませんが、これは町でちゃんと支出してやっている。

一方、この絹蔵については、まちづくり川俣独自の取り組みとして当初は始まった、県の補助を受けながらやっていたのが、補助金が出なくなってきたんだということで大変になってきているという実態は私もつかんでいるわけですが。そうすると、突然、これね、絹蔵はやってがんにくなるというのは明らかなんです。だから、この前の決算審査特別委員会の中でも、この問題についてきちっとした方向性を打ち出すべきだという決算意見書をつけたんですよ。だから、決算意見書を、まあ、議会でまあ、私が読み上げたわけですから、これはちゃんと出したことは確かなんです。で、こういうものはきちんと、まちづくり川俣の大株主は川俣町なんです。だから、この大株主が、まちづくり川俣に対してどの程度の取り組み、指導をなさったのか、ここはちゃんと聞いておきたいと思うんですよ。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

まちづくり会社について指導、町の取り組みというお話しでございますが、これまでも町ではまちづくり会社、絹蔵の運営に関しまして、赤字が見込めるということで、さまざまな指導的な打ち合わせというか、そういった話し合いの場を設けてございます。

で、絹蔵につきましては、1番目には物販についての赤字が多いということで、町のほうでは確認してございます。そういったことのやり方、運営の仕方等について、いろいろ打ち合わせをしてきたわけでございますが、それでも補助金の関係で27年度には赤字になる見込みだというふうな話も聞いております。そういった経過もありまして、28年度につきましては、当初予算でお願いしております補助金の増額について提案をさせていただいたところでありまして、まちづくり会社とは、再三となく話し合い等々は町としてはしてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 一般的なきれいごとに終わらせてもらいたくないんですよ。

で、まちづくり会社とは再三にわたって打ち合わせをしているんだというんですが、例えばまちづくり会社は、役員会ちゃんと開いていますか。会社組織としてきちんと機能しているんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

まちづくり会社の役員会等々の話でございますが、そちらにつきましては、実際、町ではちょっと確認はしておりませんが、株主総会につきましては、年1回行っているのは確認してございます。ただ、それに伴っての役員会等については、当然、町といたしましては、やっているものだというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） あのね、やっぱり、役員会やなんかやっているものだと思っているとされても、じゃあ、いつやったんですかと言いたくなるんですね。で、実際は、機能していないわけでしょ。しかし、町が筆頭株主ですからね。もっとやっぱり、このまちづくり株式会社に対しても、発言権がないわけでも何でもなし、非民主的なわけでも何でもなしわけでしょ、筆頭株主としての、ちゃんときちんとした会社に対する手だてを行うというのは。普通、一般には、筆頭株主だったら、それはやって当たり前でしょ。今非常に大変だというような状況になっているのであれば。だから、そういう根本的な手だてを打たないで、じゃあ大変なんだったら金を出せば何とかことはやって行かれっぺと。じゃあ、来年はどうするんだということになっちゃうわけですよ。

だから、そこら辺をやっぱり、ある面では町が出資しているわけですから、それはそれなりの役割をきちんと果たしていただきたいと思っているわけなんですけど、それらの点については、ちょっと聞いておきたいと。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

筆頭株主としての町の役割というお質しでございますが、今年度じゃなくて28年度ですね、来年度につきましては、補助金の増額のお話もさせていただいております。で、その中でまちづくり会社につきましては、絹蔵の運営のあり方についても経営努力しますというようなことで話を伺っておりますので、28年度について、それらの動向を見守りながら、その後の絹蔵の運営について支障のないように、町としての考えも決めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） まあ、町は筆頭株主だとかなんかと私言っているわけですが、筆頭株主になるに当たっての出資というのは、全て町民のお金ですからね。町の財政を支出してそうやっているわけでしょ。つき合いにただ金出したんだというわけではないわけですよ。だから、そういう点をきちっと自覚した町としての取り組みをお願いしたいということ述べて、私の一般質問を閉じます。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（斎藤博美君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから、議会運営委員会を開催いたします。終了後、全員協議会を開催いたします。また、全員協議会終了後、総務産業及び厚生文教常任委員会を開催していただきます。なお、各常任委員会等の運営については、各委員長をお願いいたします。

明日、8日火曜日は、午前10時から本会議を開き、補正予算等の審議・採決を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後2時38分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 齋藤博美

同 署名議員 高橋道也君

同 署名議員 菅野意美子